

**埼玉県環境科学国際センター彩かかんドーム新規映像制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 委託業務名

埼玉県環境科学国際センター彩かかんドーム新規映像制作業務

2 委託業務の目的

別紙「埼玉県環境科学国際センター彩かかんドーム新規映像制作業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の「2 委託業務の目的」のとおり。

3 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

4 委託料

上限 18,026,250 円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、この金額を超える提案は審査の対象外とする。また、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

6 応募資格

次の（１）～（７）の全てを満たす事業者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （３）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （４）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （６）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- （７）過去 10 年以内において、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方公共団体との契約実績があること。

7 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年5月27日	公募開始
令和7年6月 2日～ 6月 5日	質問書受付期間
令和7年6月13日～ 6月18日	参加申込受付期間
令和7年6月23日～ 6月27日	企画提案書受付期間
令和7年7月上旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年7月中旬	契約先候補者決定
令和7年7月中旬以降	契約予定

8 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

（ア）質問方法：様式「質問票」に記入の上、以下のとおり電子メールで送付すること。

（イ）電子メールアドレス：a3010-06@pref.saitama.lg.jp

（ウ）電子メールの件名：（法人名）質問書 公募型プロポーザル

（エ）質問受付期間：令和7年6月2日（月）9時～6月5日（木）17時

イ 質問の回答

質問書を提出した事業者に対して、令和7年6月11日（水）17時までに電子メールで回答する。併せて、県ホームページへ掲載する。

（2）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下のとおり参加申込書の提出を行うこと。

参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

ア 提出期間

令和7年6月13日（金）9時～6月18日（水）17時

イ 提出書類

様式「参加申込書」

ウ 提出方法

以下のとおり電子メールで提出すること。送信後、電話で到達確認を行うこと。

（ア）電子メールアドレス：a3010-06@pref.saitama.lg.jp

（イ）電子メールの件名：（法人名）参加申込書 公募型プロポーザル

（ウ）電話番号：048-830-3019

（3）企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

令和7年6月23日（月）9時～6月27日（金）17時

イ 提出書類（別添の所定の様式で原則A4版縦）

（様式第1号）企画提案書（表紙）

- (様式第2号) 法人概要調書
- (様式第3号) 類似業務実績調書
- (様式第4号) 配置予定者の一覧表
- (様式第5号) 配置予定者の概要・実績等
- (様式第6号) 業務実施体制
- (様式第7号) 業務実施計画
- (様式第8号) 業務実施方針
- (様式第9号) 技術提案書
- (様式第10号) 参考見積書

ウ 提出方法

県が指定するファイル送受信システムによるデータ提出とする。データの送付方法は、プロポーザル参加申込書を提出した者に別途案内する。

9 審査・選定

(1) 審査・選定方法

県が設置する公募型プロポーザル審査委員会がプレゼンテーション審査を実施する。ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者がプレゼンテーションを行うものとする。

審査に当たっては企画提案内容、業務実施体制等を総合的に評価し、最も優れた提案者を契約先候補者として選定する。

企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を契約先候補者として選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション

令和7年7月上旬に埼玉県庁内で実施する予定とする。実施日時については、令和7年7月1日(火)までに県ホームページで公開する。併せて、開始時刻、会場等を電子メールで連絡する。

プレゼンテーション審査は提出された企画提案書を基に実施することとし、プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を概ね10分とし、必要に応じてパソコン(パワーポイント、エクセル、ワード、PDF等)、プロジェクター等を使用することができる。

参加者は、実際に業務に携わる者とし、人数は4名以内とする。

(3) 審査項目等

審査項目・内容は次のとおりとする。

区分	評価項目	評価の視点
適当な技術を有するか(実績、体制)	企業の業務実績	①同種又は類似業務の受注実績
	業務実施体制	②業務体制及び配置人員
		③業務責任者を含めた配置予定者が必要な知識や技術、同種業務の実績・経験を有しているか
	意欲	④環境学習への情熱や本県が求める映像制作を実現するための意欲を強く感じられるか
本県が求	企画提案内容	⑤制作スケジュールが現実的であり、実現可能なものとなっているか

める映像制作を実現する業務が行えるか		⑥メインターゲットとなる児童（小学校高学年）をはじめ、引率者である大人に至るまで、環境問題への関心を高め、身近な自然に愛着が持てるような提案内容となっているか
		⑦提案内容及びシナリオ案は「生物多様性」のテーマを踏まえたものとなっているか
		⑧ドームシアターの特性としての視覚的、音響的效果を生かした映像の企画となっているか
		⑨企画内容が独自性を持ち、新しい視点やアプローチを提供しているか
	見積書の妥当性	⑩費用の見積内容や項目は合理的かつ妥当であるか

（４）審査結果の通知

審査の結果は、審査委員会の後、速やかに参加者に電子メールで通知する。

また、契約の相手方となる企画提案者の名称等については、契約締結後、県ホームページで公表する。

10 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する提案は無効とする。

- （１）談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- （２）資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- （３）虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- （４）指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- （５）「８（３）イ 提出書類」に示す提出書類に不備があるもの。
- （６）委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- （７）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

11 契約に係る事項

（１）契約の締結

契約先候補者と県との協議の上、委託内容を決定し、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、県が決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

この際、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、６に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、順位の高い者の順に新たな契約先候補者として協議を行うこととする。また、契約締結までの間に 埼玉県 の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

なお、委託契約の締結後、提案書に記載された内容に虚偽及び不正等があることが明らかになったときは、県は当該契約を解除することができる。この場合、県は本業務の遅延その他の理由により生じた損害について、当該受託者に対し賠償を請求することができることとする。

（２）契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

(3) 契約保証金

埼玉県財務規則第81条の規定による。

(4) その他

受託候補者は契約後、速やかに提案内容を適切に反映した業務計画書を提出すること。

12 その他

(1) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(2) 提出書類について

ア 提出された質問書、参加申込書及び企画提案書等は返却しない。

イ 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

ウ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。

エ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の情報公開

契約締結後、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書の情報公開を行う場合がある。

13 書類の提出先及び問合せ先

埼玉県環境部環境政策課 企画調整・環境影響評価担当

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第三庁舎3階

電話 048-830-3019

Eメール：a3010-06@pref.saitama.lg.jp